

胡家草場漢簡「律令」と文帝刑制改革

水 間 大 輔

はじめに

第一節 三族刑の再制定

第二節 身分刑から勞役刑へ

第三節 肉刑の廢止と隱官

第四節 贖刑と罰金刑

結 語

はじめに

1 (224)

二〇一八年、湖北省荊州市荊州區の胡家草場第一二號墓より大量の簡牘が出土した。⁽¹⁾ 第一二號墓の出土器物の形状や竹簡の記載より、被葬者が埋葬された年代は前漢の文帝期で、文帝後元年（紀元前一六三年）を遡るものでは

ないと見られている。

胡家草場漢簡にはさまざまな文書が含まれているが、本稿で採り上げたいのは「律令」である。全部で三千本餘りの竹簡に律令の條文が記されている。律は「□律」・「旁律甲」・「旁律乙」の三卷、令は「令散甲」とその他の二卷にまとめられていた。

二〇二一年、荊州博物館・武漢大學簡帛研究中心編著『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』（以下「選粹」と略稱）が出版され、胡家草場漢簡の圖版と釋文の一部が公表された。胡家草場漢簡の圖版・釋文はそれ以前においても、胡家草場漢簡の整理者が発表した論文などの中で掲載・引用されていたが、ごくわずかに過ぎなかった。『選粹』の出版によって、我々はある程度の分量の圖版・釋文を初めて目にするようになるようになった。「律令」に限って言えば、『選粹』には全部で一一三本が掲載されている。全體のわずか三〇分の一に過ぎないが、それでも秦漢法制史研究にとって極めて重要な條文がいくつも見える。

律令の條文が數多く含まれており、かつ既に圖版と釋文が全面的に公表されている簡牘羣のうち、最も時代が新しいのは、これまで張家山漢簡「二年律令」であった。二年律令は呂后二年（紀元前一八六年）の律令の條文を内容とする。しかし、既に指摘されている通り、胡家草場漢律令は文帝十三年（前一六七年）に行われた肉刑廢止などの改革以降のものである。⁽³⁾近年の研究によると、文帝は文帝元年（前一七九年）から同十三年（前一六七年）へ至るまで、「收」制度及び肉刑を廢止し、⁽⁴⁾身分刑を勞役刑へ轉換して刑期を設けるなど（後述）、秦から受け継がれてきた刑罰制度に對して大規模な改革を行った。しかし、今日知られている漢律令の條文は、改革前ものが壓倒的に多く、改革によって條文とその内容が具體的にどのように改められたのか、必ずしも知ることはできなかった。胡家草場漢律令の出土は、改革直後の狀況を具體的に知るうえで、大きな手掛かりをもたらしたといえよう。

『選粹』ではまだ一部の簡牘が公表されているに過ぎないので、胡家草場漢簡に對する本格的な研究は、全面的な公表を待たなければならぬが、筆者にとつては、同書を閲覽しただけでも數多くの發見があつた。本稿ではそれらのうち、文帝刑制改革に關する問題をいくつか採り上げて論じる。

第一節 三族刑の再制定

三族刑とは罪人の「三族」すなわち父母・妻子・同産（同父の兄弟姉妹）を處刑する刑罰である。胡家草場漢律令「賊律」にはこの三族刑を法定刑とする條文が見える。⁽⁵⁾

以城邑亭鄣反・降諸侯、及守乘城亭鄣、諸侯人來功（攻）盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。其城邑反・降、及守乘城棄去若降之、及謀反者、父母・妻子・同産無少長皆棄市。謀反者獄具、二千石官案掾移廷、廷以聞、有報、乃以從事。其坐謀反者、能編（徧）捕、若先告吏、皆除坐者罪。（第二簡～二四簡）

以前、筆者は漢初における三族刑の變遷について、次のように述べた。⁽⁶⁾ すなわち、漢は當初秦の三族刑を受け継いだ。呂后元年（紀元前一八七年）に廢止した。呂后八年（前一八〇年）に呂后が死去すると、太尉の周勃と朱虚侯の劉章らはクーデターを起こし、それまで政權を掌握していた呂氏一族を皆殺しにし、なし崩し的に三族刑が復活した。新たに即位した文帝は元年（前一七九年）に再度三族刑を廢止したが、後元年（前一六三年）に新垣平の事件が發覺し、新垣平を三族刑に處した。文帝はそのときか、あるいは遅くとも後七年（前一五七年）までには三族刑を再制定した、と。

以上の鄙見を論文として最初に發表したのは二〇一二年であり、胡家草場漢簡が出土する前のことであつた。胡家草場漢簡はまさに文帝期のものであるから、文帝期における三族刑の再制定を考えるうえで重要な史料であり、

如上の鄙見は再検討を要することとなった次第である。

注目されるのは、本條と似た條文が二年律令「賊律」にも見えることである。⁽⁷⁾

以城邑亭鄣反・降諸侯、及守乘城亭鄣、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。其父
母・妻子・同產無少長皆棄市。其坐謀反者、能偏(徧)捕、若先告吏、皆除坐者罪。(第一簡・二簡)

さらに、『選粹』の出版後、彭浩氏は論文を一篇發表し、その中でこれまで未公表であった張家山第三三六號墓出土漢簡「賊律」の一條文の釋文を公表し、これらの條文と似ていることを指摘している。⁽⁸⁾

以城邑亭鄣反・降諸侯、及守乘城亭鄣、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。

周知の通り、二年律令は一九八三～八四年に湖北省荊州市荊州區の張家山第二四七號墓より出土した文書であるが、一九八六年にもその附近の張家山第三三六號墓より竹簡羣が出土し、その中には律令の條文を内容とする文書が含まれている。第三三六號墓の埋葬年代は竹簡の記載内容、及び副葬されていた陶器の造型と組み合わせから、上限が文帝七年(紀元前一七三年)、下限が文帝十三年(前一六七年)より前と見られる。⁽⁹⁾ 第三三六號墓漢簡の圖版と釋文については、近々『張家山漢墓竹簡「三三六號墓」』の出版が豫定されているらしいが、⁽¹⁰⁾ 現在はまだ全面的に公表されておらず、同竹簡羣の整理者らが各自の論文の中で、一部の釋文を公表しているのみである。

以上、要するに二年律令、張家山第三三六號墓出土漢律、胡家草場漢律令に同様の條文が見えることになる。これら三者の條文を比較すると、次の通りになる。「二」は二年律令、「三」は張家山第三三六號墓漢律、「胡」は胡家草場漢律令を示すものとする。また、以下では三者に記されている本條をそれぞれ「二年律令版」・「第三三六號墓版」・「胡家草場版」と略稱する。

二 以城邑亭郭反・降諸侯、及守乘城亭郭、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。
 三 以城邑亭郭反・降諸侯、及守乘城亭郭、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。
 胡 以城邑亭郭反・降諸侯、及守乘城亭郭、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。

二 其 父母・妻子・同產無少長皆棄市。

胡 其城邑反・降、及守乘城棄去若降之、及謀反者、父母・妻子・同產無少長皆棄市。

二 其坐謀反者、能偏捕、若先告吏、皆除坐者罪。

胡 謀反者獄具、二千石官案掾移廷、廷以聞、有報、乃以從事。其坐謀反者、能編捕、若先告吏、皆除坐者罪。

見られる通り、三者の間では全くあるいはほとんど同じ部分もあれば、他に比して記述自體を完全に欠いている部分もある。これらの相違について彭浩氏は、時代差によるものと解している¹¹。まず、氏は第三三六號墓版について、「父母・妻子・同產無少長皆棄市」という三族刑の規定が見えないこと、同じく張家山第三三六號墓出土の「七年質日」より、第三三六號墓漢律の年代の下限は文帝元年と考えられること、『史記』や『漢書』では文帝元年に縁坐刑を廢止したという記述が見えることから、第三三六號墓版は文帝元年に公布されたものと解している。そして、胡家草場版では「其城邑反・降、及守乘城棄去若降之、及謀反者」とあるのを、二年律令版では「其」で指

しており、表現が簡潔で練れていることから、胡家草場版の年代は二年律令版よりも早く、高祖期のものであった可能性を指摘している。

一方、曹旅寧氏は、胡家草場版は第三三六號墓版よりも遅く、文帝後期あるいは景帝初期の条文と解している。⁽¹²⁾

以上の問題について、私は次のように考える。彭浩氏が指摘する通り、確かに二年律令版の方が胡家草場版よりも洗練されているように見える。彭氏の解釋を補充すると、胡家草場版の場合、「①以城邑亭郭反・降諸侯、及守乘城亭郭、諸侯人來功（攻）盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。其②城邑反・降、及守乘城棄去若降之、及謀反者、父母・妻子・同產無少長皆棄市」とあり、傍線①で既に述べられたことを、やや省略はあるものの、傍線②でもう一度繰り返し述べていることになる。しかし、二年律令版ではこれを「其」という代名詞を用いることで、繰返しを避けている。

また、二年律令版と第三三六號墓版では「攻盜」とあるが、胡家草場版では「功盜」に作る。「功」は「攻」の通假字で、本来の意味からすると「攻」に作るべきである。それゆえ、二年律令版と第三三六號墓版の方が、用字においても洗練されているように見える。

しかし、胡家草場版が二年律令版より早いとする点については、以下の疑問を感じざるをえない。

第一に、次節以降で検討する通り、胡家草場漢律令には文帝刑制改革を経た痕跡が隨所に認められる。にもかかわらず、本條のみ高祖期の條文ということはありえるのであろうか。

第二に、胡家草場版が二年律令版より前とすると、なぜ胡家草場漢律令には、より洗練された二年律令版の方ではなく、胡家草場版の方が収録されているのであろうか。

第三に、確かに二年律令版と第三三六號墓版は、胡家草場版に比して洗練されているが、後者には前者にない規

定が見える。それは「謀反者獄具、二千石官案掾移廷、廷以聞、有報、乃以從事」の部分である。これは謀反の罪を裁く手続について定めたもので（後述）、本来必要不可欠な規定であったはずである。にもかかわらず、わざわざこの部分を削除して、二年律令版や第三三六號墓版ができたとは考えがたい。

以上から筆者は、胡家草場版は二年律令版と第三三六號墓版より早い時代のもではなく、むしろそれよりも後にできたものと考ええる。そういう意味では、曹旅寧氏の説の方が鄙見に近い。さらにいえば、胡家草場版は文帝後元年以降における三族刑の再制定に伴って定められた條文と考えられる。おそらく、文帝が詔を下して三族刑を再制定したが、再制定された部分を官吏が書き寫したとき、「其」と省略せずに直接既存の律に組み込んだため、かくも表現が洗練されていないのではなからうか。胡家草場第一二號墓の埋葬年代は、文帝後元年を下限とするとき、後元年に三族刑を正式に再制定していたことになろう。

胡家草場版では「謀反者獄具、二千石官案掾移廷、廷以聞、有報、乃以從事」いう規定があるが、これを言葉を補いながら譯すと、次の通りになるであろう。

〔縣・道において〕謀反事件の審理が終了したら、「二千石官」（郡守）はこれを審査して廷尉へ文書を送り、廷尉は皇帝へ上書し、刑罰を執行するよう皇帝から回答があれば、その通りに執行する。

秦・漢においては、刑事事件の審理はまず各地の縣・道によって行われるのが原則であった。しかし、謀反事件については、縣・道は最終的な判決を下して刑罰を執行する権限がなく、審理の結果を郡へ送り、郡守がさらに審査を行わなければならないかった。郡はさらに中央の廷尉へ文書を送る。本條には「移廷、廷以聞」とあるだけで、あたかも廷尉は郡から受けとった文書をそのまま皇帝へ上書するだけのごとくに記されているが、廷尉は司法を専門とする機關・官吏であるから、おそらく廷尉でも審理が行われたと考えられる。廷尉が皇帝へ上書し、刑罰を執

行するよう皇帝から回答があれば、刑罰が執行される。

要するに、後世の前近代中國法に見られる「必要的覆審制」が行われていたといえる。必要的覆審制とは滋賀秀三氏の造語で、「事案をすべてまず下級機關で取扱わせながら、他面その決定權は、事の重要さに應じ、一定の上級機關の手に留保することによって、重要な事案はいわば自動的に幾つかの審級を重ねるように定めた仕組」をいう。⁽¹³⁾ 例えば、清代の場合、縣あるいは州がまず事件の審理を行うが、被疑者の行爲が徒以上の刑罰にあたる場合、縣・州は判決を下して刑罰を執行する權限がなく、認定された事實と法の適用の原案を文書として作成し、被疑者の身柄とともに府へ送るものとされていた。

必要的覆審制が遅くとも漢初より存在したことは、『選粹』が出版される以前より知られていた。すなわち、二年律令「興律」に、

縣道官所治死罪及過失・戲而殺人、獄已具、勿庸論、上獄屬所二千石官。二千石官令毋害都吏復案、問（聞）二千石官。二千石官・丞謹掾、當論、乃告縣道官以從事。徹侯邑上在所郡守。（第三九六簡・三九七簡）

とあり、死罪及び「過失殺人」（「過失」によって人を死に至らしめたこと）・「戲殺人」（双方が互いに了承のうえで危険な行爲を行い、相手を死に至らしめたこと）にあたる事件の場合、縣・道は審理を終えても刑罰を執行してはならず、その縣・道が所屬する郡守へ報告しなければならなかった。郡守は都吏に再審理を行わせ、都吏はその結果を郡守に報告する。郡守と丞はその結果をさらに審理⁽¹⁴⁾、刑罰を執行すべきと判断した場合、縣・道へ通告して刑罰を執行させる、と定められている。胡家草場版の「謀反者獄具、二千石官案掾移廷、廷以聞、有報、乃以從事」⁽¹⁵⁾ は本條の特別規定であって、謀反も本来ならば死罪であるが、郡による再審理のみならず、特別に廷尉による審理、皇帝による批准を経るものとしたのであろう。

二年律令第三九六簡・三九七簡において必要的覆審制を定めているのは、少なくとも「死罪」に限って言えば、死刑の適用に慎重を期し、冤罪を防ぐためと考えられる。⁽¹⁶⁾ 胡家草場版において、謀反に對して縣・道及び郡による審理のみならず、さらに廷尉の審理、皇帝の批准を必要としているのも、なお一層慎重な審理を期するためである。謀反は有罪が確定し、法定刑通りに刑罰が執行される場合、犯人もろとも三族皆殺しという重大な結果を招く。しかも、謀反は「反」すなわち反逆が實行に移される前の段階であり、被疑者が本當に反逆を企てていたのか慎重に判断する必要がある。それゆえ、謀反については廷尉の審理、皇帝の批准を加え、必要的覆審制を強化したのである。

一方、「以城邑亭鄣反・降諸侯、及守乘城亭鄣、諸侯人來功（攻）盜、不堅守而棄去之、若降之」すなわち「反」や敵方への投降、防衛施設の放棄などは、廷尉による審理、皇帝による批准の対象とされていない。それは謀反と異なり、犯罪が實行に移され、罪狀が比較的明確な場合が多いためと考えられる。

「謀反者獄具、二千石官案掾移廷、廷以聞、有報、乃以從事」の部分は二年律令版と第三三六號墓版に見えない。しかし、この部分が文帝後元年に至って初めて制定されたとは限らない。二年律令と第三三六號墓漢律では別條に定められていたか、あるいは単に筆寫者が省略しただけかもしれない。

最後に、胡家草場版について一つ提示しておきたい問題がある。すなわち、胡家草場版の中に「其城邑反・降、及守乘城棄去若降之、及謀反者」とあり、これは先述の通り冒頭の「以城邑亭鄣反・降諸侯、及守乘城亭鄣、諸侯人來功（攻）盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者」の部分を繰り返したものと考えられるが、異なる部分もある。すなわち、冒頭では「以城邑亭鄣反・降諸侯」とあるのに對し、繰返部分では「城邑反・降」とあるのみである。「諸侯」の部分は単に省略されていると見ることができ、繰返部分では「亭鄣」を欠く。それゆえ、胡家

草場版を嚴格に解釋すれば、胡家草場版では二年律令版と異なり、亭・障を守っていた者が反逆したり、諸侯國側へ投降した場合、三族刑の対象とならなかったことになる。また、同じく冒頭部分では「守乘城亭鄣、諸侯人來功（攻）盜、不堅守而棄去之、若降之」とあるのに對し、繰返部分では「守乘城棄去若降之」とあり、やはり亭・障に關する規定を欠く。しかし、謀反という企ての段階でも三族刑に處されるのであるから、亭・障ごと反旗を翻した場合に三族刑に處されなかつたとは考えがたい。よつて、「亭鄣」も省略されているだけなのであろう。

第二節 身分刑から勞役刑へ

秦・漢では「城旦舂」・「鬼薪白粲」・「隸臣妾」・「司寇」など、勞役に從事する刑罰が設けられていた。これらは刑罰の名稱であると同時に、これらの刑罰を受けている者の名稱でもあつた。漢代について記した傳世文獻によると、これらの刑罰にはそれぞれ刑期が設けられていた。一九七五年に睡虎地秦簡が出土し、間もなくその釋文が公表されると、秦でもこれらの刑罰が設けられていたことが確認され、秦でもこれらの刑罰に刑期が設けられていたと當然のように理解された。¹⁷⁾しかし、これらを有期勞役刑として理解すると、明らかに矛盾する問題が多數浮上し、秦及び文帝十三年までの漢では、これらの刑罰には刑期が設けられていなかったと理解されるようになった。さらに、二〇〇一年に二年律令の圖版と釋文が初めて公表されると、秦及び文帝十三年以前の漢においては、城旦舂以下は一種の身分であつて、これらの身分に降格させることが刑罰としての城旦舂以下であつたと理解されるようになった。要するに、城旦舂以下はいわゆる「身分刑」であつたことになる。しかし、文帝十三年に刑期が設けられ、これらの身分刑は一定期間服役する勞役刑へ變化した、というのが今日では通説的理解であるといつてよい。

胡家草場漢律令には、文帝刑制改革によってこれらの刑罰が確かに勞役刑化したことを裏づける條文がいくつか見える。

一、司寇と耐

秦漢律令には「耐」という刑罰が見える。耐とはひげを剃り落す刑罰で、鬼薪白粲・隸臣妾・司寇のいずれかと組み合わせて適用されるのが原則であった。二年律令「具律」には、

有罪當耐、其灑不名耐者、庶人以上耐爲司寇、司寇耐爲隸臣妾。(第九〇簡)

とあり、法定刑が「耐」とのみ記されている場合、庶人以上の身分の者であれば耐司寇、司寇であれば耐隸臣妾に處すると定められている。例えば、二年律令「賊律」には、

船人渡人而流殺人、耐之。(第六簡)

同「亡律」には、

吏民亡、盈卒歲、耐。(中略) 其自出毆(也)、笞五十。給通事、皆籍亡日。輒數盈卒歲而得、亦耐之。(第一五七簡)

とあり、法定刑として「耐」あるいは「耐之」と記されているのみであるが、これらは庶人以上であれば耐司寇、司寇であれば耐隸臣妾と理解しなければならない。このような規定形式は秦でも同様であったらしく、例えば睡虎地秦簡「秦律雜抄」に、

●分甲以爲二甲蒐者、耐。(第七簡)

とある。ただし、耐隸臣妾は法定刑として明記されている條文もあつた。例えば、二年律令「賊律」に、

毀封、以它完封印之、耐爲隸臣妾。(第一六簡)

とあるごとくである。これは司寇が耐にあたる罪を犯した場合を想定しているわけではなく、庶人以上であつても耐隸臣妾に處される。このような場合、法定刑を「耐」と省略することはない。一方、「耐爲司寇」という法定刑が條文に記載されることは、二年律令及びそれ以前の律令では例を見ない。

ところが、胡家草場漢律令のうち既公表部分に限っていえば、各條文では法定刑として逐一「耐爲司寇」と明記されており、法定刑として「耐」とのみ記されている例は見えない。すなわち、「賊律」に、

船人渡人而流殺人、耐爲司寇。(第二六簡)

「亡律」に、

吏民亡、盈卒歲、耐爲司寇。(中略) 其自出也、罰金一兩。拾(給) 逋事、皆籍亡日。輒數盈卒歲而得、亦耐

爲司寇。(第三三簡・三四簡)

とあるごとくである。前者は前掲の二年律令第六簡、後者は第一五七簡とほぼ同じ條文である。にもかかわらず、「耐」と省略せず、逐一「耐爲司寇」と明記している。

胡家草場漢律令において「耐爲司寇」と明記されているのは、文帝刑制改革によって司寇が勞役刑と化したことを反映しているのであろう。文帝刑制改革より前においては司寇に處されると、恩赦などにより赦免されない限りは、一生司寇の身分のままであつた。それゆえ、司寇はかなりの人數がおり、彼らがさらに罪を犯す場合を想定して處罰規定を設ける必要性が高かつた。しかし、文帝刑制改革の結果、司寇にはわずか二年間の刑期が設けられ、司寇の人數が激減したと考えられる。それゆえ、數少なくなつた司寇がわずか二年の間に、一般人ならば耐司寇に處される罪を犯した場合という、極めて特殊な状況を想定して規定を設ける必要性が薄れたのであろう。もっと

も、刑徒として服役中の者が罪を犯した場合、やはり一般人とは異なる何らかの制裁が加えられたはずであり、それは別條において定められていたと推測される。

二、耐鬼薪白粲の一般化

秦律令及び二年律令までの漢律令では、耐鬼薪白粲は特殊な身分の者に限って適用される刑罰であった。⁽¹⁸⁾ 例えば、二年律令「具律」には、

上造・上造妻以上、及内公孫・外公孫・内公耳玄孫有罪、其當刑及當爲城旦舂者、耐以爲鬼薪白粲。(第八二簡)

とあり、「上造」以上の爵位を有する者とその妻、及び一部の皇族やその外戚は、肉刑あるいは城旦舂にあたる罪を犯した場合、耐鬼薪白粲に處すると定められている。要するに、彼らには肉刑と城旦舂の適用を免除され、耐鬼薪白粲に減刑される特権が與えられていた。

ところが、胡家草場漢律令には、耐鬼薪白粲が特殊な身分の者に限られず、犯罪の法定刑として設けられている條文が見える。

盜賊(賊)直(值)六百錢以上、髡爲城旦舂。不盈到五百、完爲城旦舂。不盈到四百、耐爲鬼薪白粲。不盈到三百、耐爲隸臣妾。不盈到二百、耐爲司寇。不盈到百、罰金八兩。不盈到一錢、罰金(盜律)、第一四簡・一五簡)

本條は竊盜罪の處罰を定めたもので、竊取した財物の價值に應じ、法定刑が設けられている。これによると、竊取した財物が五〇〇錢未満かつ四〇〇錢以上に相當する場合、耐鬼薪白粲に處される。ちなみに、二年律令「盜

律」には、

盜賊（賊）直（値）過六百六十錢、黥爲城旦舂。六百六十到二百廿錢、完爲城旦舂。不盈二百廿到百一十錢、耐爲隸臣妾。不盈百一十到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢、罰金一兩。（第五五簡・五六簡）

とあり、本條に相當する條文が見えるが、耐鬼薪白粲は法定刑として設けられていない。

このように、もはや身分とは何の關係もなく、耐鬼薪白粲が法定刑の一つとして用いられるようになった。それというのも、耐鬼薪白粲が單なる勞役刑と化し、事實上刑期を示す指標としての意味しか持ちえなくなったためであらう。

三、繫城旦舂の廢止

「繫城旦舂」は秦律令及び二年律令までの漢律令に見え、一時的に城旦舂として服役する刑罰である。先述の通り、當時の城旦舂は本來身分を降格させる刑罰であるが、繫城旦舂は服役期間が滿了すれば赦免される。

ところが、胡家草場漢律令のうち既公表部分には繫城旦舂が見えず、しかも二年律令では繫城旦舂に處されている行爲が、胡家草場漢律令では他の刑罰に置き換えられている例が見える。すなわち、二年律令「亡律」に、

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、毆（繫）城旦舂。（第一五七簡）

とあり、吏・民が逃亡し、逃亡期間が一年に滿たない場合、繫城旦舂に處すると定められている。これとほぼ同じ條文が胡家草場漢律令「亡律」に、

吏民亡、盈卒歲、耐爲司寇。不盈卒歲、作官府、償亡日。（第三三三簡）

とあり、逃亡期間が一年未滿の場合、官府で勞役に從事させ、逃亡した日數分の勞役を償わせると定められてい

る。このように、繫城旦舂が他の刑罰に置き換えられたのも、文帝十三年以降では城旦舂自體が有期勞役刑化し、一時的に城旦舂とする意味がなくなつたからであろう。胡家草場漢律令の全てが公表されないと斷言はできないが、おそらく繫城旦舂は文帝十三年に廢止されたのではなからうか。

第三節 肉刑の廢止と隱官

『漢書』卷二三刑法志に、

丞相張蒼・御史大夫馮敬奏言（中略）臣謹議請定律曰（中略）當黥者、髡鉗爲城旦舂。當劓者、笞三百。當斬左止者、笞五百。當斬右止、及殺人先自告、及吏坐受賕枉法、守縣官財物而即盜之、已論命復有笞罪者、皆棄市。（中略）制曰、可。

とあり、文帝十三年には肉刑が廢止され、「斬右趾」（右足の指を斬り落す）は棄市、「斬左趾」（左足の指を斬り落す）は「笞五百」、「劓」（鼻を削ぎ落す）は「笞三百」、「黥」（顔面に入れ墨を施す）は「髡鉗」（頭髮を剃り落し、首枷をはめる）にそれぞれ改められた。胡家草場漢律令には明らかに肉刑廢止後の條文が見える。

盜賊（賊）直（值）六百錢以上、髡爲城旦舂。不盈到五百、完爲城旦舂。不盈到四百、耐爲鬼薪白粲。不盈到三百、耐爲隸臣妾。不盈到二百、耐爲司寇。不盈到百、罰金八兩。不盈到一錢、罰金（盜律）、第一四簡・一五簡）

賊燔寺舍・民室屋・廬舍・積取（聚）、髡爲城旦舂。其失火延燔之、罰金四兩、責所燔。（賊律）、第二五簡）
二年律令にはこれらに相當する條文が見える。

盜賊（賊）直（值）過六百六十錢、黥爲城旦舂。六百六十到二百廿錢、完爲城旦舂。不盈二百廿到百一十錢、

耐爲隸臣妾。不盈百一十到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢、罰金一兩。(「盜律」、第五五簡・五六簡)
 賊燔寺舍・民室屋・廬舍・積窠(聚)、黥爲城旦舂。其失火延燔之、罰金四兩、責所燔。(「賊律」、第四簡・五簡)

先述の通り、胡家草場漢律令第一四簡では竊取した財物の價值に應じて刑罰が定められている。二年律令第五五簡・五六簡と比較すると、構成要件と法定刑に違いがあるものの、最も重い刑罰が適用されるのは、胡家草場漢律令では六〇〇錢以上、二年律令では六六〇錢超となっており、金額が近似している。これらの行爲に對し、前者では「髡爲城旦舂」、後者では「黥爲城旦舂」が法定刑として設けられている。また、胡家草場漢律令第二五簡と二年律令第四簡・五簡は、「髡」と「黥」以外は一字も違いがない。

以上のように、二年律令では「黥」とされていた法定刑が、胡家草場漢律令ではいずれも「髡」に置き換えられている。これは胡家草場漢律令が文帝十三年の刑制改革を経た後のものであることを示している。なお、「髡」は本来ならば「髡鉗」と記されて然るべきところであるが、「鉗」が省略されているのであろう。

もつとも、胡家草場漢律令の中には、一見すると肉刑の存在を窺わせる條文も見える。

大夫以上年五十八、不更六十二、簪褭六十三、上造六十四、公士六十五、士五(伍)六十六、隱官六十七、皆爲免老。(「傳律」、第八六簡)

本條は身分に應じて「免老」の年齢を定めたものである。免老とは一定の老齡へ達したことにより、徭役を免除された者をいう。見られる通り、身分が高ければ高いほど、免老の年齢が早くなっている。ここで注目されるのは、「隱官」が見えることである。隱官とは肉刑を受けた者が赦免された後に與えられる身分である。つまり、隱官は肉刑が存在することを前提とする。しかし、文帝十三年以前に肉刑を受けた者が、肉刑廢止後もある程度存命

していたはずで、それゆえ本條のような規定がしばらくの間必要とされていたのではなからうか。

ちなみに、二年律令「傳律」には、

大夫以上年五十八、不更六十二、簪裹六十三、上造六十四、公士六十五、公卒以下六十六、皆爲免老。(第三五六簡)

とあり、本條とはほぼ同じ条文が見えるが、本條では「士五(伍)六十六、隱官六十七」となっているところが、二年律令では「公卒以下六十六」に作る。二年律令「戸律」には、

關内侯九十五頃、大庶長九十頃、駟車庶長八十八頃、大上造八十六頃、少上造八十四頃、右更八十二頃、中更八十頃、左更七十八頃、右庶長七十六頃、左庶長七十四頃、五大夫廿五頃、公乘廿頃、公大夫九頃、官大夫七頃、大夫五頃、不更四頃、簪裹三頃、上造二頃、公士二頃半頃、公卒・士五(伍)・庶人各一頃、司寇・隱官各五十畝。

とあり、國家が吏・民に對し、爵位や身分に應じて支給する農地の面積が定められている。面積が廣い順に記されているので、爵位・身分が高い順に列擧されていることがわかる。それゆえ、末尾に「公卒・士五(伍)・庶人各一頃、司寇・隱官各五十畝」とあるのも、身分の高い順から公卒・士伍・庶人・司寇・隱官であったことを示している。二年律令「傳律」の「公卒以下」を文字通りに理解すると、公卒・士伍・庶人・司寇・隱官、及び司寇・隱官よりもさらに身分の低い者、すなわち隸臣妾・鬼薪白粲・城旦舂をも指すことになる。

しかし、いくら身分刑とはいえ、國家からすれば、刑徒は勞役に従事することこそが存在意義なのであるから、國家が司寇・隸臣妾・鬼薪白粲・城旦舂まで免老の対象としていたとは考えがたい。もし彼らまで免老の対象とされていたとすれば、既に免老の年齢に達している者が、身分刑にあたる罪を犯したとしても、勞役に従事しなくて

よくなってしまう。⁽¹⁹⁾ それゆえ、少なくとも司寇などの刑徒は「公卒以下」に含まれなかったと考えられる。

一方、隱官は刑徒の身分より解放された身であるから、免老の対象とされていても不思議ではない。しかし、胡家草場漢律令では隱官の免老の年齢が六七歳とされ、士伍の六六歳と區別されている。假に二年律令の「公卒以下」に隱官が含まれていたとすると、二年律令以降、わざわざ隱官を公卒以下と區別し、免老の年齢を一年遅らせたとになるが、そのような改革を行うべき理由があったとは考えがたい。ましてや、胡家草場漢律令第八六簡の規定が文帝刑制改革のとき、あるいはそれ以後に制定されたとすると、隱官の免老の年齢を一年遅らせたことは、「收」制度・肉刑の廢止、及び身分刑から勞役刑への轉換という、文帝刑制改革における刑罰輕減の傾向と矛盾する。それゆえ、二年律令の「公卒」以下は隱官を含んでおらず、公卒・士伍・庶人のみを指すと解される。

すると、隱官の免老に關しては、以下の可能性が考えられるであろう。すなわち、二年律令の時期においても、隱官の免老に關する規定が設けられていたが、二年律令第三五六簡では書寫者が省略したか、あるいは別條で定められていた可能性がある。その場合、隱官の免老の年齢は六七歳で、公卒・士伍・庶人とは區別されていたと推測される。あるいは、二年律令の時期では隱官が免老の対象とされておらず、文帝十三年の肉刑廢止に伴って、隱官も免老の対象とされるようになったと考えられなくもない。

いずれにせよ、隱官が見えることは、胡家草場漢律令が文帝十三年の刑制改革を経た後のものであるという解釋と矛盾しない。もつとも、胡家草場漢簡はまだ一部の圖版・釋文が公表されたに過ぎず、未公表部分に肉刑に關する規定が含まれている可能性も否定できないが、たとえそうであったとしても、既に死文化していたものが残っているに過ぎないと考えられる。

第四節 贖刑と罰金刑

「贖」とは財産刑の一種で、少なくとも漢では黄金あるいはそれに相当する錢を納入させる刑罰であった。⁽²⁰⁾ 贖刑は黄金などを納入させる代わりに、本来適用すべき刑罰を免除するという、代替刑（換刑）として用いられる場合もあれば、各條文において、各犯罪に對する法定刑として設けられている場合もあった。⁽²¹⁾

贖刑は、具體的には「贖黥」・「贖耐」など、「贖」+刑罰名として示される。二年律令「具律」には、

贖死、金二斤八兩。贖城旦舂・鬼薪白粲、金一斤八兩。贖斬・府（腐）、金一斤四兩。贖劓・黥、金一斤。贖耐、金十二兩。贖遷（遷）、金八兩。（第一一九簡）

とあり、贖刑の種類と、納入すべき黄金の重量が定められている。法定刑としての贖刑の場合、代替刑としての贖刑と異なり、本来適用すべき刑罰は贖刑そのものであるから、贖黥・贖耐など、「贖」+刑罰名のうち刑罰名の部分は、本来の刑罰としての意味を持たず、單なる贖刑の輕重を示す指標に過ぎなかった。

二年律令には贖刑の他に「罰金」という刑罰が設けられており、これも黄金あるいはそれに相当する錢を納入させる刑罰であった。⁽²²⁾ 罰金には一斤・八兩・四兩・二兩・一兩という等級が見える。筆者が以前疑問として提示した通り、これらのうち一斤は贖劓・贖黥、八兩は贖遷で納入すべき黄金の重量でもあり、贖刑と罰金刑の間には重複が見られる。⁽²³⁾

胡家草場漢律令ではこれを解消するためか、二年律令では贖刑を法定刑としていたものが、罰金に置き換えられている例がある。

船人渡人而流殺人、耐之。船畜夫・吏主者贖耐。其殺馬牛及傷人、船人贖耐。船畜夫・吏贖遷（遷）。（二年律

令「賊律」、第六簡)

船人渡人而流殺人、耐爲司寇。船畜夫・吏主者罰金十二兩。其殺馬牛及傷人、船人罰金十二兩。船畜夫・吏罰金八兩。(胡家草場漢律令「賊律」、第二六簡・二七簡)

當戍、已受令而通不行盈七日、若戍盜去署及亡過一日到七日、贖耐。(二年律令「興律」、第三九八簡)

諸當戍、已受令而通不行盈五日、若盜去署及亡過一日到五日、罰金十二兩。(胡家草場漢律令「興律」、第四九簡・五〇簡)

越邑・里・官・市院垣、若故壞決道出入、及盜啟門戶、皆贖黥。(二年律令「雜律」、第一八二簡)

越邑・里・官・市院垣、若故壞決道出入、及盜啟門戶、皆罰金一斤。(胡家草場漢律令「雜律」、第五六簡)

見られるように、贖黥が罰金一斤、贖耐が罰金十二兩、贖遷が罰金八兩にそれぞれ改められている。ただし、黄金の重量自體は變わっていないので、事實上刑罰の名稱だけが改定されたことになる。二年律令では贖刑であったものが罰金刑へ改められている例として、以前拙著でも提示した通り、他にも次のような例がある。⁽²⁴⁾

毆兄弟及親父母之同產、耐爲隸臣妾。其媿詢詈之、贖黥。(二年律令「賊律」、第四一簡)

毆親父母及(之)同產、耐爲司寇・作如司寇。其媿詢詈之、罰金一斤。(懸泉漢簡Ⅱ〇一一五③・四二二)⁽²⁶⁾

懸泉漢簡に記されている紀年のうち、最も早いものは前漢・武帝の元鼎六年(紀元前一二年)、最も遅いものは後漢・安帝の永初元年(一〇七年)で、中でも前漢後期の宣帝・元帝・成帝期のものが最も多い。⁽²⁷⁾ いずれにせよ、二年律令よりもはるか後の時代のものである。やはり贖黥が罰金一斤に改められている。

しかし、呂后二年の二年律令から文帝刑制改革後の胡家草場漢律令へ至るまでの間に、法定刑としての贖刑が廃止され、全て罰金刑へと改められたわけではなさそうである。現に、胡家草場漢律令の中にも、法定刑としての贖刑が一例見える。

匿罪人、各與同罪。舍若取亡罪人爲庸、不智（知）其亡、盈五日、罪司寇以上、各以其贖論之。（「亡律」、第三五簡～三七簡）

本條の大意は以下の通りである。すなわち、罪人を匿えば、罪人と同じ刑罰に處する。逃亡中の罪人であることを知らずに宿泊させたり、雇って働かせ、それらが五日以上に及び、かつ罪人の罪が司寇以上にあたる場合、それぞれ「其の贖を以て之を論ず」というものである。「其の贖を以て之を論ず」とは、例えば罪人が耐司寇の罪を犯した場合、贖耐に處するということであろう。

また、武帝期のものと見られる走馬樓漢簡には、⁽²⁸⁾

九月丁卯、倉齋夫午行鄙丞事、敢告臨湘丞主、案贖罪以下寫府辟報爰書移書到令史可問它言史（第八簡）とあり、「贖罪以下」という表現が見える。これは贖刑が當時においても、刑罰の等級の中に位置づけられていたことを示すものであろう。『晉書』卷三〇刑法志が引く『新律序略』に、

其死刑有三、髡刑有四、完刑・作刑各三、贖刑十一、罰金六、雜抵罪七。

とあり、漢律令に基づいて制定された三國魏の「新律」でも、贖刑はやはり死刑や勞役刑・罰金刑などと同列に挙げられている。贖刑は漢代を通して正規の刑罰として設けられていたことがわかる。

かつて富谷至氏は、⁽²⁹⁾ 正刑としての贖刑は文帝十三年の刑制改革によって勞役刑の中へ吸収され、消滅したという見解を示した。それに對して、筆者は以前、贖刑は勞役刑ではなく罰金刑へ吸収されたという見解を提示したこと

がある。⁽³⁰⁾ 胡家草場漢律令を見ると、贖刑が罰金刑へ改められている例がいくつか見えるので、贖刑は罰金刑へ吸収される傾向にあったといえそうである。しかし、法定刑としての贖刑は文帝刑制改革によって消滅したわけではなく、後々まで残存していた。さらにいえば、法定刑としての贖刑のいくつかが罰金刑へ改められたのは、文帝期とは限らず、呂后二年以降の呂后期に行われた可能性も否定できない。

結 語

本稿では胡家草場漢律令のうち既公表部分に対する分析を通して、刑罰に關してえられた鄙見を披露した。胡家草場漢律令の圖版・釋文の全面的な公表を待つてから研究に着手すべきではないかとの批判もあるうが、既公表の簡文を無視して秦漢刑法研究を進めるわけにもいかない。全面的に公表された暁には、本稿の内容を再検討したい。

注

(1) 以下、胡家草場漢簡の概要については、荊州博物館「湖北荊州市胡家草場墓地M一二發掘簡報」〔考古〕二〇二〇年第二期)、李志芳・蔣魯敬「湖北荊州市胡家草場西漢墓M一二出土簡牘概述」〔考古〕二〇二〇年第二期)、荊州胡家草場西漢墓M一二出土的簡牘」(中國文化遺產研究院編『出土文獻研究』第一八輯、中西書局、二〇二〇年)、李志芳・蔣魯敬「湖北荊州胡家草場西漢墓」(國家文物局編『二〇一九中國重要考古發現』文物出版社、二〇二〇年)、荊州博物館・武漢大學簡帛研究中心編著『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』文物出版社、二〇二二年)「前言」など参照。

(2) ①「湖北荊州出土珍貴西漢簡牘和戰國楚簡極具學術價值」(中國新聞網、<https://www.chinanews.com.cn/cul/2019/05-06/8829027.shtml>、二〇一九年五月六日)、②李志芳「十大考古候選項目：湖北荊州胡家草場西漢墓地發現大量秦漢簡牘」(中國文博徵信、<https://weibo.com/u/389655376>、二〇二〇年一月一三日)、③李志芳・蔣魯敬「湖北荊州市胡

- 家草場西漢墓M一二出土簡牘概述」、④「荊州胡家草場西漢墓M一二出土的簡牘」、⑤「湖北荊州胡家草場西漢墓」、⑥何有祖・李志芳「張家山漢簡《二年律令》新編(二則)」(『江漢考古』二〇二〇年第三期)、⑦何有祖・劉盼・蔣魯敬「張家山漢簡《二年律令・賜律》簡序新探——以胡家草場漢簡爲線索」(『文物』二〇二〇年第八期)など参照。律令に限っていえば、以上のうち②・③・⑥には「選粹」にも収録されていない竹簡の圖版あるいは釋文が見える。
- (3) 曹旅寧「從胡家草場漢律簡《賊律》條文看秦漢髡刑及漢文帝廢除肉刑」(簡帛網、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8465.html>、二〇二一年) 参照。
- (4) 二年律令「收律」に「罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府(腐)者、皆收其妻子・財・田宅」(第一七四簡)とあり、「收」とは完城旦・耐鬼薪以上の刑罰、あるいは姦罪により腐刑(宮刑)を受けた者の田宅・財物・妻子を沒收することである。
- (5) 胡家草場漢律令の簡番號・釋文は、本稿では全て「選粹」によった。
- (6) 拙稿「漢初三族刑的變遷」(朱騰・王沛・水間大輔「國家形態・思想・制度——先秦秦漢法律史的若干問題研究」廈門大學出版社、二〇一四年。二〇一二年原載) 参照。
- (7) 張家山漢簡の簡番號・釋文は武漢大學簡帛研究中心・荊州博物館・早稻田大學長江流域文化研究所編「二年律令與奏讞書」(上海古籍出版社、二〇〇七年)によった。二年律令は呂后二年のものであるから、この中に三族刑が定められているのは、一見すると、呂后元年に三族刑が廢止されたとする鄙見と矛盾する。しかし、二年律令の中には廢止後の條文も含まれていたと考えられる。詳しくは拙稿「漢初三族刑的變遷」を参照されたい。
- (8) 彭浩「讀胡家草場漢簡札記兩則」(簡帛網、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8462.html>、二〇二一年) 参照。
- (9) 荊州地區博物館「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」(『文物』一九九二年第九期) 参照。同稿では第三三六號墓ではなく第一三六號墓とされているが、同稿に先立って發表された陳跃鈞「江陵縣張家山漢墓竹簡」(中國考古學會編『中國考古學年鑑』一九八七、文物出版社、一九八八年)では第三三六號墓とされており、現在に至るまでさまざまな研究者もこれに従っている。
- (10) 彭浩「讀胡家草場漢簡札記兩則」参照。

- (11) 彭浩「讀胡家草場漢簡札記兩則」參照。
- (12) 曹旅寧「胡家草場漢簡《賊律》「以城邑亭障反」條應是文帝以後漢律」(簡帛網、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8476.html>、二〇一二年) 參照。
- (13) 滋賀秀三「清代中國の法と裁判」(創文社、一九八四年)二三〇―二九頁(一九六〇年原載) 參照。
- (14) 當時の「過失殺人」・「戲殺人」については、詳しくは拙著『秦漢刑法研究』(知泉書館、二〇〇七年)一〇三―一〇九頁(二〇〇三年原載) 參照。
- (15) 「二千石官丞」は「二千石官の丞」とも「二千石官と丞」とも讀める。しかし、後者が正しいことは、拙稿「秦漢時期承擔覆獄的機關與官吏」(武漢大學簡帛研究中心編『簡帛』第七輯、上海古籍出版社、二〇一二年) 參照。
- (16) 拙稿「秦漢時期承擔覆獄的機關與官吏」 參照。
- (17) 以下、睡虎地秦簡出土以降の城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾・司寇をめぐる研究の動向については、初山明「秦漢刑罰史研究の現状——刑期をめぐる論争を中心に——」(同氏『中國古代訴訟制度の研究』京都大學學術出版會、二〇〇六年。一九九五年原載)、陳中龍「秦漢刑徒研究評述」(『簡牘學報』第一八期、二〇〇二年)、拙稿「二世紀日本秦漢律令研究的動態」(朱勇編『中華法系』第六卷、法律出版社、二〇一五年) など參照。
- (18) 宮宅潔『中國古代刑制史の研究』(京都大學學術出版會、二〇一一年) 九六―一〇二頁(二〇〇六年原載) 參照。
- (19) 二年律令「具律」に「公士・公士妻及□□行年七十以上、若年不盈十七歲、有罪當刑者、皆完之」(第八三簡)とあり、七〇歳以上の者が「刑」すなわち肉刑にあたる罪を犯した場合、肉刑を免除すると定められているが、身分刑は免除されなかった。秦律令及び二年律令までの漢律令では、老齡をもって身分刑を免除する規定は見えない。ただし、文帝十三年に身分刑が勞役刑へ轉換された後では、老齡をもって刑罰そのものを免除する規定が見える。すなわち、『漢書』卷八宣帝紀元康四年條に「四年春正月、詔曰(中略)自今以來、諸年八十以上、非誣告殺傷人、佗皆勿坐」、武威市磨咀子第一八號墓出土「王杖十簡」に「制詔御史曰、年七十受王杖者、比六百石、入官廷不趨、犯罪耐以上母二尺告劾」(第二簡)、武威市磨咀子漢墓出土「王杖詔令冊」に「制詔御史、年七十以上、人所尊敬也。非首(手)殺傷人、毋告劾、它毋所坐」(第一簡)、武威市旱灘坡漢墓出土「王杖斷簡」に「制詔御史、奏年七十以上、比吏六百石、出入官

府不趨、毋二尺告刻（劾）」（第一簡）とあり、八〇歳以上、後に七〇歳以上の者は、一部の犯罪を除き、罪に問われなかった。

王杖十簡の簡番號・釋文は中國科學院考古研究所・甘肅省博物館編『王杖十簡』（文物出版社、一九六四年）、王杖詔令冊の簡番號・釋文は武威縣博物館「武威新出王杖詔令冊」（甘肅省文物工作隊・甘肅省博物館編『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四年）、王杖斷簡の簡番號・釋文は武威地區博物館「甘肅武威旱灘坡東漢墓」（『文物』一九九三年第一〇期）によった。

(20) 二年律令「金布律」に「有罰・贖・責（債）當入金、欲以平買（價）入錢、及當受購・償而母金、及當出金・錢縣官而欲以除其罰・贖・責（債）、及爲人除者、皆許之」（第四二七簡）とあり、贖刑の場合、黄金の代わりに錢で納入することも認められていた。

(21) 角谷常子「秦漢時代の贖刑」（梅原郁編『前近代中國の刑罰』京都大學人文科學研究所、一九九六年）、富谷至「秦漢刑罰制度の研究」（同朋舎、一九九八年）六九〜七四頁、林炳徳「張家山漢簡」『二年律令』の刑罰制度（I）——肉刑斗罰金刑・贖刑——」（『中國史研究』（韓國）第一九輯、二〇〇二年）、張建國「論西漢初期的贖」（『政法論壇』二〇〇二年第五期）、李均明「張家山漢簡所見刑罰等序及相關問題」（饒宗頤編『華學』第六輯、紫禁城出版社、二〇〇三年）、拙著『秦漢刑法研究』（知泉書館、二〇〇七年）六四・六五頁など参照。

(22) 注（20）で引用した二年律令「金布律」の條文によると、罰金の場合でも錢で納入することが認められていた。

(23) 拙著『秦漢刑法研究』七〇〜七二頁参照。

(24) 拙著『秦漢刑法研究』七一・七二頁参照。

(25) 「及」は「之」の誤りであろう。拙著『秦漢刑法研究』九四頁参照。

(26) 懸泉漢簡の簡番號・釋文は胡平生・張德芳『敦煌懸泉漢簡釋粹』（上海古籍出版社、二〇〇二年）によった。

(27) 甘肅簡牘博物館・甘肅省文物考古研究所・陝西師範大學人文社會科學高等研究院・清華大學出土文獻研究與保護中心編『懸泉漢簡 壹』（中西書局、二〇一九年）「前言」、戴春陽「大漠雄風——絲路瑰寶——敦煌懸泉置漢晉驛站遺址考古發掘」（『懸泉漢簡 壹』）参照。後者では最古の紀年が武帝の太始三年（紀元前九四年）、最新の紀年が和帝の永元十

三年（一〇一年）とされている。しかし、この論文はもともと二〇〇〇年に発表されたものであって、その後懸泉漢簡の整理の進展に伴い、最古の紀年が元鼎六年、最新の紀年が永初元年であることが明らかになったのであろう。

(28) 鄭曙武・張春龍・宋少華・黃樸華編著『湖南出土簡牘選編』（嶽麓書社、二〇一三年）二六六～二六八頁参照。簡番號・釋文も同書によった。

(29) 富谷至『秦漢刑罰制度の研究』一九四～二〇六頁参照。

(30) 拙著『秦漢刑法研究』七一・七二頁参照。

〔附記〕 本稿は中國國家社會科學基金重大項目資助「甲、金、簡牘法制史料彙纂通考及數據庫建設」（研究代表者…王沛、項目號20&ZD180）による研究成果の一部である。